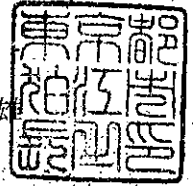


狛江市公示第 **53**号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じたが、正当な理由なく従わないため、狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例（平成30年条例第15号）第14条第1項の規定により氏名等を公表する。

令和7年2月**21**日

狛江市長 松原 俊雄



1 命令に従わない者の住所及び氏名

東京都新宿区二十騎町2番27号 鈴木 基之

東京都世田谷区喜多見3丁目23番3号 鈴木 由記夫

東京都狛江市和泉本町4丁目1-11 マリーンハイツ105 鈴木 京子

2 命令に係る特定空家等の所在地

狛江市元和泉三丁目3333番地4

3 命令の内容

- ・柱が傾斜しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をすること。
- ・土台・柱・はりが破損・変形しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をすること。
- ・屋根・外壁等の脱落・飛散のおそれがあるため、解消できるように対応すること。
- ・ゴミ等が放置・散乱・山積み状態であるため、解消できるように対応すること。
- ・立木の繁茂・近隣への枝等の散らばりを解消できるように対応すること。